

## 熊本県個人情報保護制度審議会議事録

1 日 時 平成26年2月12日(水) 午前10時から午前11時50分まで

2 場 所 熊本県庁行政棟本館 101会議室

### 3 出席者

審議会委員 衛藤委員 澤田委員 立石委員 浪本委員

実施機関 熊本県総務部管財課

熊本県教育委員会教育政策課

同 玉名高校

同 熊本かがやきの森支援学校

公立大学法人熊本県立大学総務課

同 学術メディアセンター

事務局 県政情報文書課

### 4 議事等

(1) 会長選任

(2) 会長職務代理者の指名

(3) 防犯カメラ等により「個人情報を収集する事務」について

(条例第7条第3項第8号の例外的に本人以外から個人情報を収集する事務)

(4) 報告事項

・平成24年度「個人情報保護制度運用状況」について

・既に審議会答申を受けた「防犯カメラの運用状況」について

・「熊本県地域がん登録事業」について

### 5 審議内容

#### (1) 会長選任

(互選により、衛藤委員を会長に選任)

#### (2) 会長職務代理者の指名

会 長

皆さんの御協力をよろしく願います。では次第に従って議事を進めていく。  
審議会規則第3条第3項の規定に従い、会長職務代理者を指名させていただく。  
澤田委員にお願いしたいと思うが、よろしいか。

澤田委員

了解。

会 長

では、澤田委員にはよろしく願います。  
次に、本日の議事について、事務局から説明をお願いする。

事務局

〈次第の説明〉

(3) 防犯カメラ等により「個人情報を収集する事務」について

会 長

本日は3つの実施機関から個人情報の取扱いについて諮問が行われているので、円滑な進行に御協力いただきたい。まず事務局から説明をお願いします。

事務局

本案件については、条例第7条第3項において制限している「個人情報を本人以外から収集する場合」に該当すると考えられる。本人以外から個人情報を収集する場合は、同項第1号から第8号のいずれかに該当する必要がある。

本案件は、第1号から第7号までのいずれにも該当しないので、第8号の規定に基づき、本審議会の意見を聴く必要があり、今回、各実施機関から諮問がなされたものである。

審議をお願いします前に、条例第7条の規定について、概要を説明させていただく。

〈個人情報保護条例解釈運用基準により概要説明〉

会 長

今の事務局の説明について、御質問等はないか。

各委員

(意見なし)

会 長

次に、議事の進行について事務局から説明をお願いします。

事務局

本日は、3つの実施機関からの4件の諮問案件について1件ずつの御審議をお願いし、その後、事務局から3件の報告事項について説明したい。

実施機関からの説明に入る前に、1点御審議いただきたい。

澤田委員は、現在、県立大学の教職員であり、直接防犯カメラの設置に関与する立場にはないものの、熊本県立大学からの案件に関しては議事への参加を回避したいとの申出があっている。

当審議会の規則及び運営要領には、除斥に関する特段の規定はないが、澤田委員の申出について審議をお願いします。

会 長

審議の公平を保つという意味で、澤田委員から申出があった。各委員に異議はないか。

各委員

(異議なし)

会 長

では、澤田委員には県立大学の審議の際には退席をお願いします。

澤田委員

了解。

会 長

では、諮問案件について審議を行う。まず、管財課から説明をお願いします。

管財課

〈資料1の2Pから14Pにより説明〉

会 長 　ただ今の説明に対して質問はあるか。

浪本委員 　撮影範囲は図面の扇形の部分だけか。

管財課 　図面で示しているのは設置場所と撮影の方向であって、実際にはより広い範囲を撮影することになる。

澤田委員 　今回予定している34台は現在設置されているカメラの代替なのか。

管財課 　現在は46台を設置しているが、台数を34台に削減する。

立石委員 　台数を削減する理由は何か。カメラの性能が良くなったのか。ダミーは設置しないのか。

管財課 　再度、一台ずつ設置の必要性を検討した結果である。個人情報保護の観点もある。なお、ダミーは設置しない。

会 長 　不審者の事例の説明があったが、当該箇所にカメラは設置するのか。

管財課 　駐車場に関しては事故のあった場所にも設置予定であるが、女子トイレや更衣室には設置予定はない。

会 長 　せっかく防犯カメラを設置するのに、事例のあった箇所に設置しないのでは意味がないのではないか。事例のあった場所をカバーできるのか。

管財課 　更衣室等にまで設置するとなると相当数必要になる。出入口に設置することによって、庁舎内に入った者全体が把握でき、記録された画像を確認することによって不審者等の確認はできるものと考えている。これを警備員に示すことによって今後の防犯にもつながる。

会 長 　画像の保存期間が7日間と短いけれどもどのような理由なのか。

管財課 　他県では半年間や3箇月間というところもあり、短いところでは5日間というところもある。概ね7日間あれば何かあった時に対応できるものと考え、最小限の日数としている。

会 長 　5Pの要項案の「画像の閲覧」のところで、「記録簿を保存」とあるが、この保存期間はどの程度になるのか。

管財課 　特に定めてはいないが、数年間は保存することになるものと考えている。

事務局 　保存期間については特に定めがないので、県の文書管理の規程に沿って保存されることとなると考えられる。

立石委員 　「施錠できる執務室内で画像を保管」とあるが、執務室の鍵の管理はどうなっているのか。

管財課 画像記録は、守衛室で管理する。守衛室には24時間警備員がおり、部外者が画像記録を見ることはできない。仮に、警備員が不在の場合は、施錠を行う。

澤田委員 「個人が識別できる画像」とは実際にはどの程度のものなのか。通常テレビで目にする防犯カメラの画像はぼやけていて、これで個人が識別できるのかと思うが。

管財課 駐車場の車のナンバーや個人の顔が分かる程度には写ることになる。フルハイビジョン相当の画質を予定している。

会 長 実際に設置予定のカメラの解像度は確認したのか。

管財課 カメラの仕様書で確認している。

会 長 他に御意見はないか。

各委員 (意見なし)

会 長 それでは、県庁舎に防犯カメラを設置する件については、実施機関の説明と質問等に対する回答も踏まえ、問題なしとして、「適当」と判断してよろしいか。

各委員 (異議なし)

会 長 それでは、当審議会としては、「適当」と判断することにする。

会 長 続いて、教育委員会から説明をお願いします。

教育政策課 <資料1の2Pから14Pにより説明>

会 長 今、教育委員会から説明があったが、まず、玉名高校について質問はあるか。

澤田委員 ごみ置き場のみを撮影対象とする純然たる防犯カメラと考えていいのか。他の場所には設置は予定していないのか。

教育政策課 本件の場合、ごみ置き場の防犯という特定の目的による設置である。他の箇所については教職員等の見回りで対応する予定である。

立石委員 機械警備については、どのようになっているのか。

教育政策課 昼間は職員がいるので、機械警備は夜間のみである。

会 長 要項案では撮影対象者が「侵入者」となっているが、防犯カメラには生徒も写りこむはずである。生徒を「侵入者」とするのは定義としておかしくはないか。「敷地内に入出入りする者」とすべきだと考えるがどうか。

教育政策課 そのようにしたい。

|       |   |
|-------|---|
| 立石委員  | カメラの角度についてはどうか。民家は写りこまないのか。   |
| 教育政策課 | 境界に植栽があり、映り込みはないと思うが、ごみ置き場のみを狙う角度で設置する等、設置の際には近隣住民等へのプライバシーに十分配慮したい。  |
| 会 長   | その他にないか。  |
| 各委員   | (意見なし)  |
| 会 長   | それでは、教育委員会から諮問があった「玉名高校」と「かがやきの森支援学校」に防犯カメラを設置する件については、「適当」と判断してよろしいか。  |
| 各委員   | (異議なし)  |
| 会 長   | では、「適当」と認めることとする。   |
| 会 長   | 次に、県立大学からの案件になるので、澤田委員には退席をお願いする。<br>(澤田委員退席)   |
| 会 長   | それでは、県立大学からの諮問案件について説明をお願いする。   |
| 県立大学  | <資料 1 の 27P から 31P により説明>   |
| 会 長   | ただ今の説明に対し、質問はないか。   |
| 浪本委員  | 要項案では「閲覧をすることができる者は、原則として管理責任者に限るものとする」とあるが、例外として管理責任者以外の閲覧も想定しているのか。   |
| 県立大学  | 要項案第 8 条において、学長及び学術情報メディアセンター長との協議を規定しており、両者の閲覧が想定される。  |
| 立石委員  | 要項案第 9 条では、「画像の開示は、管理責任者等の立会いの下で行うものとする。」と複数対応となっているが、他の条項では、原則、管理責任者一人の対応となっている。事務長一人では実務上回らないのではないのか。               |
| 県立大学  | 第一義的には、管理責任者による対応としているが、実務上は、処務規程その他の諸規程に則り、現場の職員、上司等、関係者の対応も必要になるものと考えている。   |
| 浪本委員  | 本案のように原則・例外といった形式で規定した場合、例外適用の範囲が拡大解釈され、個人情報の適正な管理運用に支障を来すおそれもある。したがって、実務上閲覧等が必要となる者は、あらかじめ限定列举で要項内に明記された方がよいのではないのか。 |
| 会 長   | では、ただいまの指摘を踏まえ、要項案を修正いただくということによろしいか。   |
| 県立大学  | 了解した。   |

会 長 要項案第10条で「管理責任者は、カメラの運用等に関する苦情を受けたときは、適切な措置を講じるよう努めなければならない。」とあるが、具体的にどのような措置を講じる予定か。

県立大学 学術情報メディアセンター運営委員会で協議のうえ対策を講じることになるかと思う。

立石委員 例えば、苦情処理委員会とかを開いて協議するといったことはないか。

県立大学 現行、学内に苦情処理委員会といった組織はあるが、主に教職員の処遇関係を扱う機関であるため、本件とは趣旨が異なるものと思われる。

会 長 要項案も「…努めなければならない。」といった努力規定となっているので、この点については、今後具体的に検討いただけるということによろしいか。

県立大学 了解した。

会 長 要項案第1条で、「…熊本県立大学学術情報メディアセンター図書館（以下「図書館」という。）…」との記述があるが、ここでいう「図書館」とは、カメラの設置場所を表すものと解される。したがって、要項案第3条第2項及び第5条に記載されている「図書館は、…」といった部分の記載は、「学長は、…」又は「図書館の〇〇は、…」といった記述に変えた方がよいのではないか。

県立大学 御指摘のとおり修正したい。

会 長 その他ないか。

各委員 （意見なし）

会 長 それでは、内容的には特に問題はないので、指摘があった点を修正してもらうこととして、「適当」と認めることとしてよろしいか。

各委員 （異議なし）

会 長 では、「適当」と認めることとする。

会 長 では、澤田委員には入室をお願いします。  
（澤田委員入室）

会 長 以上、4件の審議が終了した。若干の字句の修正はあるが、答申文については会長に一任いただくこととしてよろしいか。

各委員 （異議なし）

会 長 では、実施機関には退席いただいて結構である。

(4) 報告事項

会 長 次に、報告事項に移る。事務局から一括して説明をお願いする。

事務局 <資料2～4により説明・・・※>

会 長 何か質問はあるか。

各委員 (意見なし)

会 長 では、次回の審議会について説明をお願いする。

事務局 現在、相談を受けている案件はないので、次回は来年度末を予定している。もし、緊急に御審議をお願いする案件が生じた場合は、お集まりいただくことになる。よろしく願います。

会 長 それでは、本日の審議会はこれをもって終了する。

※資料4の「熊本県地域がん登録事業」については、がん登録法の施行日（H28.1）までの間に、実施機関（健康づくり推進課）から具体的内容の説明を聴くこととなった。